

(平成23年10月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

国民年金関係 2件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から同年6月まで

会社が暇な時には、3か月ないし4か月の休職があったので、その間は、国民年金に加入し国民年金保険料を納めていた。保険料は、妻が、毎月自宅へ来ていた地区の集金人に納付していたのに申立期間が未納となっているので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、当該期間の保険料を全て納付している。

また、申立人は、「会社を休職していた期間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納めていた。」旨述べているところ、オンライン記録によると、申立人は、申立期間前後に複数回、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っており、当該切替手続に係る期間の国民年金保険料を全て納付していることが確認でき、申立期間について、申立人が国民年金の加入手続を適切に行いながら、保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 愛媛国民年金 事案 644

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月及び同年 5 月  
20 歳になった頃、市役所へ出向き国民年金の加入手続を行い、加入後の国民年金保険料を忘れずに納付していた。  
国民年金保険料の納付方法や金額などは覚えていないが、申立期間の保険料のみを納付していないはずはないので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、20 歳到達に係る国民年金の加入手続を適切に行い、20 歳到達月（昭和 \*年\*月）から申立期間直前の昭和 61 年 3 月までの国民年金保険料を全て現年度納付していることが確認でき、申立人の年金制度に対する意識の高さがうかがわれる。

また、申立期間は 2 か月と短期間であるとともに、当該期間前後を通じて申立人の住所に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化も認められないことから、申立人が申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。